

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和5年11月29日 10時48分ごろ
発生場所	広島県福山市走島北方沖 走港中北防波堤西灯台から真方位023°80m付近 (概位 北緯34°21.4′ 東経133°26.0′)
インシデントの概要	プレジャーボート第三アドベンチャー号は、南南東進中、のり網のアンカー用ロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年1月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第三アドベンチャー号、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	273-12683広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m、潮汐 高潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、福山市田尻漁港の係留場所を出航し、走島北北西方沖の釣り場で釣りを行おうとしたところ、波が高かったので釣りを取りやめ、同市走島港に向かった。</p> <p>本船は、約20km/hの対地速力で南南東進中、走島北方沖に設置された「のり網のアンカーロープ」（以下「本件ロープ」という。）がプロペラに絡まって停止した。</p> <p>船長は、携帯電話で118番通報を行って救助を依頼した。</p> <p>海上保安庁は、のり網の所有者が所属する漁業協同組合に連絡した。</p> <p>本船は、来援した漁船の乗組員により本件ロープが切断された後、自力での航行は可能であったものの、その後来援した巡視船によりえい航されて出航地に戻った。</p> <p>船長は、これまでに幾度となく走島北北西方沖の釣り場に出掛けており、走島港に入航した経験もあり、走島周辺にのり網が設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、波が高くて急いでいたので、感覚に頼って航行したが、もう少しのり網から距離を隔てて航行すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、南南東進中、船長が、船位の確認及び針路の選定を適切に行わなかったことから、のり網に接近して航行し、本件ロープがプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、波が高くて急いでいたことから、のり網の設置状況を確認しないまま、感覚に頼って針路を定めたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が南南東進中、船長が、のり網の設置状況を確認しないまま、感覚に頼って針路を定め、船位の確認及び針路の選定を適切に行わなかったため、のり網に接近して航行し、本件ロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、船位の確認及び針路の選定を適切に行い、養殖施設等からは十分な距離を隔てて航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

